

1963年9月27日(第5回目)

1. 講議並に散会時談(午前10時35分～午後4時37分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 義太郎	2番	比類 定亮	3番	天久 盛	4番	天久 雄
4番	安次喜 盛信	~	~	6番	仲村 春	7番	仲村 勇
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安	10番	安里 防界
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 盛	12番	大川 昌
12番	伊佐 真得	14番	仲村 審永	15番	官城 盛	16番	官城 助
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	中里 次郎
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古江藏 清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

5番 石川 真六

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 義太郎	2番	比類 定亮	3番	天久 盛
4番	安次喜 盛信	~	~	6番	仲村 春
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 盛
12番	伊佐 真得	14番	仲村 審永	15番	官城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古江藏 清次郎

5. 欠席議員は次の通りである。

5番 石川 真六

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春日 助役 吳屋 真徳 総務課長 松川 正義

1963年9月27日(月曜日)

1. 出席者は散会時刻(午前10時35分～午後4時37分)

2. 応接は次の通りである。

席順	氏名	席順	氏名	席順	氏名	席順	氏名
1番	天久義太郎	2番	比留定堯	3番	天久義太郎	4番	天久義太郎
4番	安次喜三	~	~	6番	伊里安	7番	伊里安
7番	稻嶋正原	8番	石川繁永	9番	安次喜三	10番	安次喜三
10番	又吉正弘	11番	石川繁永	12番	大宮誠	13番	大宮誠
13番	伊佐真好	14番	仲村喜永	15番	中里幸	16番	中里幸
16番	宮里敏行	17番	伊佐真寿	18番	古賀藏	19番	古賀藏
19番	式島行男	20番	仲村喜光	21番	吉田次郎		

3. 不出席者は次の通りである。

5番 石川真六

4. 出席議員は次の通りである。

席順	氏名	席順	氏名	席順	氏名	席順	氏名
1番	天久義太郎	2番	比留定堯	3番	天久義太郎	4番	天久義太郎
4番	安次喜三	~	~	6番	伊里安	7番	伊里安
7番	稻嶋正原	8番	石川繁永	9番	安次喜三	10番	安次喜三
10番	又吉正弘	11番	石川繁永	12番	大宮誠	13番	大宮誠
13番	伊佐真好	14番	仲村喜永	15番	中里幸	16番	中里幸
16番	宮里敏行	17番	伊佐真寿	18番	古賀藏	19番	古賀藏
19番	式島行男	20番	仲村喜光	21番	吉田次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

5番 石川真六

る。市長村山治法第6条の規定により、異動説明のため出席したものは次の通りである。

市長 村山治法 市議長 長野真也 諮議長 松井正義

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全吾 水道課長 国吉 真義
住民課長 伊村 春信 経済課長 沢レ 安一 政策課長 原尾 将俊

7. 議会事務局出席者

局長 宮城 光雄 書記 照臣 敏 島袋 真由 知念 審光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第35号 漁水顧客の審査に伴う賄賂取扱について

日程第2. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出
追加更正予算について

日程第3. 議案第33号 公有水面埋立に対する答申について

日程第4. 決議議第6号 議員の本土派遣について

建設課長 局長 鮎葉 民生課長 当山 重吉 水道課長 田吉 真義
住民課長 伊藤 那樹 経済課長 芳賀 勉一 教水科 岸尾 幸枝

7. 議会新幹線出発有
8. 局長 宮原 光雄 斎記 順臣 木下 易敏 久松 雅光
9. 新幹線は次の通りである。

日程第1. 議案第35号 給水顧客の移管に伴う財産取得について

日程第2. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計入出
追加更正予算について、

日程第3. 議案第33号 公有水面埋立に対する答申について、

日程第4. 決議案第6号 議員の本土派遣について、

議長～議席15名であります、市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。

(午前10時35分)

議長～暫く休憩致します。(午前10時36分)

議長～1番、6番、3番、4番の出席を報告します。

議長～再開致します。(午前11時37分)

議長～日程第1、議案第38号給水顧客の審査に伴う財産取得についてを議題と致します。本案は昨日～質疑の段階において、続統審議になつてありましたので質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

議長～本案については大体質疑もつきたと思ひますが質疑を打切ることに御異議ございませんか。

議長～異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

1番～本市の水道の給水状況につきましては、市が直接給水しているものと、水道公社直体が直接顧客に給水している様な状態であります。これは早めにこう云うた状態を是正致しまして市の条例を適用して給水するものが本来のすがたでありますやうにして、当然原権通り水道公社より権利を買取して市条例を適用するのが、当然のすがたでありますので、原権通り賛成します。

議長～外に要つた御意見はありませんか、なければ討論を打切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

議長～異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がございませんので討論を打切ることに致します。

議長～では議案第38号給水顧客の審査に伴う財産の取得についてを委員会に付します。

議長～出席15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時35分)

議長～暫く休憩致します。(午前10時36分)

議長～18番、6番、3番、4番の出席を報告します。

議長～再開致します。(午前11時37分)

議長～日程第1、議案第38号給水顧客の移管に伴う財産取得についてを議題と致します。本案は昨日の質疑の段階において、継続審議になつておりますので質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

議長～本案については大体質疑もつきたと思いますが質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

1番～本市の水道の給水状況につきましては、市が直接給水しているものと、水道公社自体が直接顧客に給水している様な状態であります。これは早めにこう云うた状態を是正致しまして市の条例を適用して給水するのが本来のすがたでありますのでして、当然原案通り水道公社より権利を買収して市条例を適用するのが、当然のすがたでありますので、原案通り賛成します。

議長～外に変つた御意見はありませんか。なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がございませんので討論を打切ることに致します。

議長～では議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを要証に付します。

議長～原案に御異議ございませんか、

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議が御座居ませんので、全会一致で原案第3号船水頭客の移管に件う財産の取得についてを原案通り可決決定致します。

議長次は日程第2、議案第36号1964年夏宣野市水道特別会計才入才出追加更正予算についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、議院閉鎖になつておりますので、引き続き質疑を求めます。

10番～野嵩高台に建設される水りりについてでございますが、これは小さいものをいくつも作ると云うよりは、いわゆる将来を考えて最も大きく出来ないもんかどうか、その点について御開闢願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時51分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

3番～今更の更正においては一応問題外になると思いますが、その他に前に議会において要望されてきましたのは是非将来は自己水源を持ちたいと云うことでこう云うものの調査等もそろそろ手を付けて良い時ではないかと思ふんですが、その面の予算使取られてないが、金がないからと云うことはなあやくてやはり1号線沿の論水頭を検討する場合にはこれは、現在大山、大淵名、地区内の工事が仮工事になつてあります、相当の仮工事がありまして、時々配水管が破裂なんかして、相当な漏水なんかしている現状であります、これも根本的に漏水の立てなおしきをしないといかんと云ひ事にあたりて、一応は是非5号線沿の将来の論水頭を考えた議会には是非その面の事業として起債を対照にして、そう云う事を考えるべきだと思いますが、それは更正予算であります、その面の調査、或は計画の骨がありこまれてないが、そう云うものの検討そういう云つたものの予算措置とか、そう云つた事を考えておられるかですね。

水道課長～只今の質問に対しましては、5号線は測量設計をもうすぐ始める段階になつております、大山はどつちかと云いますと頃々から架設工事見たいな構であります、あれはすでに設計はしておりますが、予算上はしてありませんが設計は一応はやつてあります、5号線は勿論起債によつてしか出来ないもんですから、今後測量設計書にしか、金額もまとまつた何もやつて行こうと思つて居ります。

3番～今課長の答申によりますと、5号線沿は起債をしてやりたいと、しかしながら今仮工事をやつて居る所の堆積門においては将来の事業並の方では全面的にその影響はもう1度見透して起債の対照にしてやられると

議長～原案に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議が御座居ませんので、全会一致で議案第36号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを原案通り可決決定致します。

議長次は日程第2、議案第36号1964年度宣野市水上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、繼續審議になつておりますので、引き続き質疑を求めます。

10番～野嵩高台に建設される水リウについてでございますが、これは小さいものをいくつも作ると云うよりは、いわゆる将来を考えて最と大きく出来ないもんかどうか、その点について御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時51分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

3番～今度の更正においては一応問題外になると思いますが、その他に前に議会において要望されてきましたので是非将来は自己水源を持ちたいと云う面でこう云うものの調査等もそろそろ手を付けて良い時ではないかと思ふんですが、その面の予算は取られてないが、金がないからと云うことではなにかなくて或は1号線沿の給水画を検討する場合にこれは、現在大山、大詫名、地区内の工事が仮工事になつてあります、相当の仮工事がありまして、時々配水管が破裂なんかして、相当な漏水なんかしている現状であります、これも根本的に給水の立てなおしをしないといふんと云ひ事にあたつて、一応は是非5号線沿の将来の給水画を考えた場合には是非その面の事業として起債を対照にして、そう云う事を考えるべきだと思いますが、それは更正予算であります、その面の調査、或は計画の骨がおりこまれてないが、そう云うものの検討そう云つたものの予算措置とか、そう云つた事を考えておられるかですね。

水道課長～只今の御質問に対しましては、5号線は測量設計をもうすぐ始める段階になつております。大山はどつちかと云いますと前々から架設工事見たいな何であります、あれはすでに設計はしておりますが、予算上はしてありませんが設計は一応はやつてあります。5号線は勿論起債によつてしか出来ないもんですから、今後測量設計後にしか、金額もまとまつた何もやつて行こうと思つて居ります。

3番～今課長の答弁によりますと、5号線沿は起債をしてやりたいと、しかしながら今仮工事をやつて居る所の地域内においては将来の事業益の方で或は全面的にその部骨はもう1辺見透して起債の対照にしてやられると

云う考え方であるか、

水道課長～大山地区は現在の所でも、水不足を感じておませんので、這次水道事業の利益でもつて拡張して行きたいと思つております。

3番～何故そう仰し上げますかと大体ですね、一戸板工事はしたもの、その板工事自体がまだ1ヶ月年もたたない内に、あつちこつちで接続地点が破裂したうなごとの漏水をしていると、そこに対して補修とかで相当な費用がかかるんではないかと、それが本工事でやれば将来のあれば補修費が少なくなるんではないかと思ひますが、新しくこの前の所に運転基盤でもつて事業を拡張すると云うよりは、本当にやるならその当時は一目も早く水を板工事でもつて水を抜ぎなうと云う脚でありますましたが、しかしこう云うことになつたら後で、又本體に初替えなければいかんと、二重の予算が支出來になりますので、根本的に計画をやられまして、ヨリの大きな水道事業でございますので、起債をもつてそしてこの事業に当つてもらいたいと要請致します。

水道課長～良く検討致します。

議長～質疑も大体つきました様でありますから、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

議長～御異議が無いものと認め、本議に対する質疑を打切ることに致します。

議長～留く休憩致します。(午前11時25分)

議長～再開致します。(午前11時35分)

議長～では本議に対する討論を始めます、さうじやうねんをもつて下さい。

4番～水道の更正であります、当初で見透しがつかなかつたものが最近になつて崖で落とれ更正がなされていますが、先の議案第3.8号とも関連して金庫に係費を適用すると云うことは異いことであります、金庫的にお費を移管すると云うことでありますので質問致します、同額当額を要しておりますが、これは当局の手おちもあつたと思いますが、今後はその額を手おちがない形努力してもらいたいことを要請致します。

議長～外にあつまへんか、なければ討論を打切りたいと思ひますが、

議長なしと呼ぶ。

議長～別にない様でありますので、討論を行はずことに致します。

云う考え方であるか。

水道課長～大山地域は現在の所でも、水不足を感じておりませんので、遂次水道事業の利益でもつて拡張して行きたいと思つております。

3番～何故そう申し上げますかと大体ですね。一応仮工事はしたものの、その仮工事自体がまだ1ヶ月もたたない間に、あつちこつちで接続地點が破裂したり相当の漏水をしていると、そこに対して補修とかで相当な費用がかかるんではないかと、それが本工事でやれば将来のあれば補修費が少なくなるんではないかと思いますが、新しくこの前の様に遂次事業益でもつて事業を拡張すると云うよりは、本当にやるならその当時は一目も早く水を仮工事でもつて水をおぎなうと云う時でありましたが、しかしこう云うことになつたら策で、又本筋に切替えなければいかんと、二重の予算が支出になりますので、根本的に計画をやられまして、1ツの大きな水道事業でございますので、起債をもつてそしてこの事業に当つてもらいたいと要望致します。

水道課長～良く検討致します。

議長～質疑も大体つきた様であります、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午後零時)

議長～では本案に対する討論を求めます。

4番～水道の更正でありますが、当初で見透しがつかなかつたものが最近になって出て来て更正がなされていますが、先の議案第38号とも関連して全市に条例を適用すると云うことは良いことであります。全般的に施設を移管すると云うことでありますので賛成致します。尚相当審議を要しておりますが、これは当局の手おちもあつたと思いますが、今後はその様な手おちがない様努力してもらいたいことを要望致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を切りたいと思いますが。

異議なしと呼ぶ。

議長～別にない様でありますので、討論を打切ることに致します。

議長～議案第3号附表1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出過加更正予算についてを要約に付します。

議長～原案に御異議ありますか、（○）

議長～御異議がないものと認め、議案第3号附表1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出過加更正予算について各課署通り賛成決定致します。

議長～暫く休憩致します。（午後零時6分）

議長～再開致します。（午後2時20分）

議長～12番の議題を報告します。

議長～暫く休憩致します。（午後2時21分）

議長～再開致します。（午後2時30分）

議長～議案第3、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを説明と致します。本署は質疑の段階において、紙面審議になつておりましたので、引続き質疑を願います。

1番～市長に御詫問願いますが、答申案の検定をするまでにいたつた経過を、詳細に御詫問願います。

市長～主席の方から案件を求められて、今まで2、3回にわたつて、3回、議長がこれを話し合いましたが先ずこれについて、主席がこれを免許不可とした理由は出てこないか、或は周間に迷惑はおよぼすこととは見てこないか、と云う事を良く討議した訳であります。經濟、いわゆる監査課計画において、特に実績を来たす様な事は用いませんと、尚今計画は市の方で今やつている都市計画に基づいて、これを埋立した場合に将来市が公有水面を施行する、あの先の答申埋立でもした場合には、どうしても海岸にそうした道路が必要となつて來るのでその道路さえ、通常の様にして立ちえれば別に差支ないですが、今の所まだ市としてそこを計画には入つてないが、土地の使用面になると云うと将来個人でなしに市が埋立をすると、その土地の使用は便利だけれども、それはまだ計画をしてないので、何時それが出來るかは見えないと、若し個人が計画をして先に市に上げた場合は市の設計に沿う様な道路を造してもらえば、そこに立つての事業、或はそこに立つての事を譲りそう云うものでもつて市の指揮を作ることにもなるし、又市の発展にもなるといずれにしろ使用等これを檢討しまして今先申し上げた様な経過を私達の考観に入れ

議長～議案第36号1964年度宣野市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを承認に付します。

議長～原案に何異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、議案第36号1964年度宣野市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後零時6分)

議長～再開致します。(午後2時20分)

議長～12番の出席を報告します。

議長～暫く求貞致します。(午後2時21分)

議長～再開致します。(午後2時30分)

議長～日程第3、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

1番～市長に御説明願いますが、答申案の検討をするまでにいたつた経過を、詳細に御説明願います。

市長～出席の方から案件を求められて、今まで2,3回にわたつて、3回、課長集つてこれを話し合いましたが先ずこれについて、出席がこれを免許可した場合困る様な事態は出てこないか、或は周囲に迷惑はおよぼすこととは出てこないか、と云う事を良く検討した訳であります。経済、いわゆる産業経済面において、別に支障を来たす様な事は思ひませんと尙今後は市の今やつている都市計画において、これを埋立した場合には将来市が都市計画を施行する。あの先の方を埋立でもした場合には、どうしても海岸にそうた道路が必要となつて來るのでその道路さえ、通せる様にもらえば別に差支ないですが、今の所まだ市としてそこを計画には入つてないが、土地の使用面になると云うと将来個人でなしに市が埋立をすると、その土地の使用は便利だけれども、これはまだ計画を立てないので、何時それが出来るかは云えないと、若し個人が計画を立てて先に申し上げた様な市の都計に沿う様な道路を通してもらえば、そこに立つ所の事業、或はそこに立つ所の税を課すそう云うものでもつて市の財源を作ることにもなるし、又市の発展にもなるといづれにしろ使用等これを検討致しまして今先申し上げた様な経過を私達に考慮に入れ

て、こうさう云うかつこうになつておりますと云うことを、一応都計審議委員会にもかけようと云うことで、今まで説明した様なことを、別に産業経済の面では、今の地影響はないと、それが都計においては、先き申し上げました様な、都計に要する地の必要な地を求めるに良いと云つているがと云うことで都計審議委員会にかけました処、都計審議委員会の方でもこれはその条件と云うのを確立する個人と決つて居らず今から約束する訳にはいかないと、一応どちらとしては調整をして、こう云うふうにして、こちらには計画があるので、その道路を通せる様に、残して残つてもらう様にすれば良いを透うと云うことで、結論を得て、この答申書が出来た訳であります、以上であります。

- 1 番～これまでの御答弁の中では都計の計画は通せんなら支障はないと言ふ旨を述べて、この内容の答申書を決定したと云う様な御説明でございますけれども、当市としましては現在都計の一環として独立事業を計画しております。この独立事業と連絡して、若し同様な案件で許可した場合に全く実際がないと云う事を充脳検討して、この推進を図されたかどうかこの辺についてもう一度詳細な御説明をお願いします。
- 南 長～先き申し上げました様に同地域における所の計画はまだいつておりますん、将来あそこを独立した場所にここからどうしても海岸沿いに道路が通ると云う見解でこう云う条件を加えた訳であります。
- 1 番～施設用地に如何い致しますけれども、道路を設置する場所条件としてございますが、この道路の幅員について 10 メートーとこの根柢よほどう云うふうな算定で圖されたか。

都計課長～只今の質問でございますが、現在の独立地に対して、10 メートーと云う幅員を取つてありますのは、この一号線が現在まき島のじ 1 キューヘク工場の前と、それからそれにつながる道路でありますので、そこに大きい交叉をもつて来ると云うのは と云う意味 顧行をどう東する訳であります。又通常かんむすると云う意味からなるべくそこには交通量が少ないと言ふ意味から、なるべく小さくその意味においては二車線の車が出入出来る程度とこう云うふうに考えてありますと云いますのは、福島からずっと上つて来ますと、大通りに来ますと向うにも交叉点があります。その交叉点を有効に使うためにはその渋滞で、小さい車が出入りすると云う事になると、そこで渋滞を又じさせるとそう云う意味においてなるべく避けないとそう云う意味においては是非これを、どうしてそこを通らなければならぬと云うもんに對しては、そこを通つてもらうと云う意味においても 10 メートーが良いと云う事で、現在の既、10 メートーにしてあります。

- 2 番～施設用地にお伺いします。今都計審議委員会にかけて大体条件を掲げてあります。都計審議委員会は独立をやめ立派の審議委員会であるのか

て、こうこう云うかつこうになつておりますと云うことを、一応都市計画審議委員会にもかけようと云うことで、今まで説明した様なことを、別に産業経済の面では、今の処影響はないと、それが都計においては、先き申し上げました様な、都計に要する処の必要な処を求めるべは良いと云つているがと云うことで都計審議委員会にかけました処、都計審議委員会の方でもこれはその条件と云うのは確立する個人と決つて居らず今から約束する訳にはいかないと、一応こちらとしては測量もして、こう云うふうにして、こちらには計画があるので、その道路を通せる様に、残して便つてもらう様にすれば良いを張うと云うことで、結論を得て、この答申案が出来た訳であります。以上であります。

1 番～これまでの御答弁の中では都計の計画推進上なんら支障はないと云う様な結論を出して、この内容の答申案を決定したと云う様な御説明でございますけれども、当市としましては現在都計の一環として埋立事業を計画しております。この埋立事業と関連して、若し同様な案件で許可した場合に全然支障がないと云う事を充分検討して、この結論を出されたかどうかこの辺についてもう一要詳細な御説明をお願いします。

市長～先き申し上げました様に同地域における所の計画はまだいつておりません。将来あそこを埋立した場合にここからどうしても海岸沿いに道路が必要ると云う見解でこう云う条件を加えた訳であります。

1 番～建設課長にお伺い致しますけれども、道路を設置する場合条件としてでございますが、この道路の幅員について10メーターとの根きよはどう云うふうな算定で出されたか。

建設課長～只今の質問でございますが、現在の埋立地に対して、10メーターと云う幅員を取つてありますのは、この一号線が現在まき港のヒューム管工場の前と、それからそれにつながる道路でありますので、そこに大きい交差点をもつて来ると云うのはと云うのは順行をこう東する訳であります。交通をかん和すると云う意味からなるべくそこには交通量が少ないと云う意味から、なるべく小さくその意味においては二車線の車が出入り出来る程度とこう云うふうに考えてありますと云いますのは、那覇からづつと上つて来ますと、大謝名に来ますと向うにも交差点がございますその交差点を有効に使うためにはその途中で、小さい車が出入りすると云う事になると、尚ここで交通をマヒさせるとそう云う意味においてはなるべく歴ないとそう云う意味においては是非これを、どうしてもそこを通らなければならぬと云うもんに對しては、そこを通つてもらうと云う意味においても10メーター程度が良いと云う事で、現在の処、10メーターにしてあります。

3 番～建設課長にお伺いします。今都計審議委員会にかけて大体条件を掲げてありますが、都計審議委員会は埋立をやるための審議委員会であるのか審議の

審議の段階で独立以外にあの土地を生産す方法を考えなかつたか、それからあらゆる土地の移動、その他のにおいても隣りの地主の承認権がなければいがたいが、そう云う面の隣りに授している是れ軍用地であるが、職前においでは、その辺は、ノウチミウ林とか云つて勝手に自骨の土地でありながら隣界を防ぐために板林等切られんと或は隣界に考いでは裏手の隣界がこれまで二度三次の土地があつても莫大な費用をかけて、自分で隣界を修理すると云う様な状況で、その浜一帯の土地と云うのは求められた、求めた地主にあいでは、相当ばく大意せしを括つて保持して來でいると、そぞに當して、なんとかの方針で地主隣地主或は隣界部落に對して一層の了解を得たかです核、その点お聞せ願います。

健談課長～貝今の中間間に御答え致します、隣接地に對しましては、直接市当局から本人にあつてある云う意見は聞いておりません。しかしこの隣接地の意見を云いますが、これは元来獨立地でございますので、直接隣接地の地主に利害をおよぼすと云う事は、地主上から見ても実際はないかと云う点から意見としましては、そこまで過誤はしておりません、以上であります。

3 著～現在獨立の本領が出てから、その面の被罰だけしかせんか、或はそれを今まで附帯化すると云う面の別個の方針で或は懲罰、或はその別個、獨立以外の剥削とか、そう云う様な検討はしたことはないかどうか。

農業課長～土地の剥削であります、この剥削につきましては、現在上級地主の判断にそつて構になつております。それで地形上からしまして、その土地全体をどうして施かすかと、どうして利用するかと云う事になりますと非常に無理が来るんじやないかと、そう云うふうに考えますと云ひますのは、地盤等が粗造ある陥りござります、現在上骨頭からしましても、1メーター位はあるんじやないかと思ひます。その跡あとがどの土地を施かすと云う事になりますと云ひますと云ひますと、その岩原んに盛くす事と云う事になると相当工費がかさむも、現在その面積を施かす事に相当の計費がかかると云う事はなりますので、而としてはその筋骨に付して特に盛かすと云う事は別に考えておません。

3 著～先き御質問なんが、隣地の面の開拓費を負わる者の方針で垦殖で簡単の貢銀でやつて加られる上思ひませが、しかし現在までの大体の状況を見た場合に該種直営粗放地は開心地あつて、まだるヶ月位もなりませんが玉福喜興の名前は北島玉福と云ひますが、これからも申請を継続に對して来て、福善で了解を受けた事がある。しかしこれは一層は該落に對して重大な問題であると云う面を考慮して、該落自体もそう云う様な状況でやつて居るが、市長が單独でこう云う様な認可を出來ると云興点で嘆可した場合には、相当そこに該落の問題が當ると思いますが、その面は資源に入れんて良むか、それがなかなかお許せぬ事であります。

審議の段階で埋立以外にあの土地を生かす方法を考えなかつたか、それからあらゆる土地の移動、その他においても隣りの地主の承諾書がなければいかないが、そう云う面の隣りに接している處は軍用地であるが、戦前においては、その近辺は、ノウチヨウ林とか云つて勝手に自骨の土堆でありながら隕層を防ぐために松林も切られんと或は護岸においては自骨の護岸がこわれて二足三文の土地であつても莫大な隕層をかけて、自骨で護岸を修繕すると云う様な状況で、その浜一帯の土地と云うのは求められた、求めた地主においては、相当ばく大なぎせいを払つて保持して來ていると、そこに對して、なんだかの方針で地主隣地主或は管理部落に對して一応の了解を得たかですね、その点お聞せ願います。

建設課長～只今の御質問に御答え致します。隣接地に對しましては、直接市当局から本人にあつてそう云う意見は聞いておりません。しかしこの隣接地の意見と云いますか、これは元来埋立地でございますので、直接隣接の地主に利害をおよぼすと云う事は、地形上から見ても支障はないと言つてから当局としましては、そこまで追求はしておりません。以上であります。

3番～現在埋立の申請が出てから、その面の検討だけしかせんか、或はその方まで町を美化すると云う面の利権の方針で或は觀光、或はその利潤、埋立以外の利潤とか、そう云う様な検討はしたことないかどうか。

建設課長～土地の利潤でありますが、この埋立地につきましては、事實上は字地泊の川岸にそつて稿になつております。それで地形上からしましても、その土地車輪をどうして生かすかと、どうして利潤するかと云う事になりますと非常に無理が来るんじやないかと。そう云うふうに考えますと云うのは、地盤差が相當ある訳でございます。現在1号線からしましても、4メーター位はあるんじやないかと思います。その段ちがいの土地を生かすと云う事になりますと、いずれその岩ばんに低くするとかとかと云う事になると相当工費がかさむし、現在その面積を生かすために相当の計費がかかかると云う事になりますので、市としてはその部骨に對して特に生かすと云う事は別に考えておりません。

3番～先き課長さんが、隣接の面の關係はないからと云う様な方法で単独で市単独の見解でやつておられると思いますが、しかし現在までの大体の状況を見た場合に終戦直後相当向うは關心があつて、まだ6ヶ月にもなりませんが1部落民の名前は比翼正清と云いますが、これからとの申請を部落に對して来て、部落で了解を受けた事がある。しかしこれは一応は部落に對して重大な問題であると云う面で保留して、部落 자체もそう云う様な状況でやつて居るが、市長が単独にこう云う様な認可を出すと云う點で認可した場合には、相当そこに部落対の問題が生じると思いますがその面は考慮に入れんと良いか。

建設課長～部落の意見でござりますが、この今までのいきさつから、この独立地について、色々とう意見があつた事でござりますが、この件につきましては、一応独立の申請について実際にその土地を利権する、利用する場合においてその土地のみについて考え方ある事で、それが全般的的な問題にわなつて考え方されると言ふ事は無期にないと思ひます、と云う時は、それが規模の大きい独立の場合はありますと、先ずそう云う事も考えらるますが、これはその辺の川で云々は異なります、其の方でありますので、そこについてあくまでも全般にわたる影響と云う事はまずあり得ないと云ふふうに考えます。

3 善～相当検討もされたと思いますが、この独立と都市計画とどう云う複数点で一致して認可の措置を取られたかですね、例えばそこは工業地帯にする或は商業地帯になると云うふうに附注から計画或は、してからそういう構想で今後その辺はやりたいと云うふうにしておるかですね、又条件付してこの条件自体が買い上げであるか、或は賃借提供であるかですねそこをばっきり条文にはないが、どう云う条件で、条件と云うのは賃借提供であるか、それとも有償であるか、有償で市が買上けるもんかその条件はいかなる条件であるかですね。

建設課長～道路敷地につきましては、これは申請の申にあきまして、条件を付けると云う事は独立法において、その条件を独立申請者が了承して、その措置についてのみは条目において所有権が保護されないと云うふうな条文になつております、そのためにこの条件が無用所持権とは関係ないと云う結果になると思います。

3 善～所有権の問題じやなくて、その換地の算合、有償であるか、無償であるか、条件を付してやるんですがね、その骨董市が持つのか、それとましても独立者が換地を要請すると云う条件であるか。

建設課長～これにつきましては、土地がこの独立される土地が、本人の物に施した場合において、有償無償と云う事がで出て来る訳でございます、それでその土地そのものがその本人の所有に帰さない場合はにおいては、有償無償と云う事は出てこないと云うふうに解しやくします。

1 善～独立申請のなされている地域は、当面の審査の一環として又海港、軍艦監視の確定区域に當つておりますが、将来当市がこの地域の範囲に該当を設置することを考慮して、この独立許可をどう計画に実現をさせようかどうかですね、この辺の事を参考検討されたかどうか。

建設課長～貰今のお質問にお答へします、その独立申請、第三回において審査しまして都市計画上、その都市が無理に立された場合に都市計画上ある事があるかどうか、又利害はどう云うふうな利害があるか、こう云うことで審査しまして、それで都市計画上その地域に対しては、さほど対照に

建設課長～部落の意見でございますが、この今までのいきさつから、この埋立地について、色々そう云う意見があつた様でございますが、この件につきましては、一応埋立の申請について実際にその土地を利潤する。利潤する場合においてその土地のみについて考えられる事で、それが全般的な地域にわたつて考えられると云う事は別にないと思います。と云うのは、それが規模の大きい埋立の場合でありますと、先ずそう云う事も考えられます、これはその川の川で云々は奥であります。奥の方でありますので、そこについてふかく全般にわたる影響と云う事はまずあり得ないと云うふうに考えます。

3 番～相当検討もされたと思ひますが、この埋立と都市計画とどう云う様な点で一致して認可の措置を取られたかですね。例えばそこは工業地帯にする或は商業地帯にすると云うふうに始めから計画或は、してからそう云う構想で今後その辺はやりたいと云うふうにしておるかですね、又条件付してこの条件自体が買い上げであるか、或は無償提供であるかですねそこをはつきり条文にはないが、どう云う条件で、条件と云うのは無償措置供であるか、それとも有償であるのか、有償で市が買上げるもんかその条件はいかなる条件であるかですね。

建設課長～道路敷地につきましては、これは申請の申におきまして、条件を付けると云う事は埋立法において、その条件を埋立申請者が了承して、その措置についてのみは簽目ににおいても所有権が保護されないと云うふうな条文になつております。そのためこの条件が結局所有権とは關係しないと云う結果になると思います。

3 番～所有権の問題じやなくて、その提供の場合、有償であるか、無償であるか、条件を付してやるんですがね、その骨は市が持つのか、それとも埋立者が無償で提供すると云う条件であるか。

建設課長～これにつきましては、土塊がこの埋立される土地が、本人の物に帰した場合において、有償無償と云う事が、出て来る訳でございます、それでその土地そのものがその本人の所有に帰さない場合においては、有償無償と云う事は出てこないと云うふうに解しやくします。

1 番～埋立申請のなされている地域は、当市の都計の一環として又港湾、埠港区域の認定区域に當つておりますが、将来当市がこの地域の近辺に港湾を設置することを考慮して、この埋立が支障をどう計画に支障をきたすかどうかですね。この辺の事も充份検討されたかどうか。

建設課長～只今の御質問にお答致します。その埋立地は、再三市において審議致しまして都市計画上、その都市が実際埋立された場合に都市計画上困る事があるかどうか。又利点はどう云うふうな利点があるか、こう云うことで審議をして、それで都市計画上その地域に対しても、さほど対照に

ならないと云うのが、結論でございました。それでその地域の財團にならないと云う事は、用紙がせまいと云う事がユリと、それから契に採いと云う事は、**済**厚課より奥に入つておるため、それが財利開拓來ないと港湾としましてもなかなか利潤しにくくと云う点からそれは福南計画上支障ないと云ふように解しております。

1番～先程日本政府から港湾についての専門家が一括こちらに見られましたが同氏の御意見として此の問題について幾かございましたか。

専門家～日本政府から来られた中野技官が一貫にわかつて調査しました結果今のは確立場、福南計画で云う確立場は非常に将来有難だと云う事を述べております。又が現在の本件の確立については、はつきりした御意見は無くて對付ませんと云いますのは、これは目前でございますが、奥に入つておる迄云う事だけは、もらされております、それだけでございます。

1番～当市に対する開港の是非について質問された事がありますか、はつきりと。

専門家～それはございません、ただ確立の申請が奥にあると云う事だけは話してあります。

1番～この公有水面の確立については、福南上しようがないと、以前にも伊佐浜の権利をかん拓、確立手続のかん拓と云ふうな事もありましたが、あの地域の問題、簡式の候附であつたかですね、只部登録にあの辺だけを被附したのか。

専門家～伊佐浜について此、これとは事務が残る訳でございます。伊佐浜の権利は手續がずっと續いておりましてそして伊佐浜真体の現在の土地の使用状況は、地盤が低い間にすぐ海岸に當て居ると、どう云う状況では非常に都市としてのまとまりがきかないと、そう云う意味におきましては、どうしても組みある土地の利用、そう云う事が将来問題になると思ひます。つきましては今の確立と併し、大部区域が過る訳であります。それで玉帶線を既に大きく掲げている福南上どうしてもこの地域を殖民させるたるには、確立と云う事は充當可能じやないかとその代り小さい規模で過去でも完済だと云う事は、はつきりしております。

1番～色々尋ねられます事は過去の構造のものでは、そう云つた福南上必要のないと云うかも知れませんが、しかし福南ら1号港と云う地形、他の利は今日の上では相当まとまつております。その場合特に1号港のすぐ近くである所、そう云う公有水面である所と、その地域に公有水面と確立いねゆるその車両が出て駐めて気付いたのですね、或は又先程の御説明の様に日本から来た技術をして、確立手續前に有難であると云つたことがあつたが、実際に福南の必要がないと云うことが確立して後、

ならないと云うのが、結論でございました。それでその地域の対照にならないと云う事は、川幅がせまいと云う事が一つと、それから奥に深いと云う事は海岸線より奥に入つておるために、それだけ利潤出来ないと港湾としましてもなかなか利潤しにくいと云う点からそれは都市計画上支障ないと云うふうに解しております。

1 番～先程日本政府から港湾についての専門家が一応こちらに見られましたが同氏の御意見として此の問題について何かございましたか。

建議課長～日本政府から来られた申野技官が一目にわたつて調査しました結果今の大堀立地、都市計画で云う埋立地は非常に将来有望だと云う事を述べております。処が現在の本件の大堀立については、はつきりした御返事は誠だいておりませんと云いますのは、これは口頭でございますが、奥に入つておると云う事だけは、もらされております。それだけでございます

1 番～当市に対しても問題の是非について質問された事がありますか。はつきりと。

建議課長～それはございません。ただ埋立の申請が奥にあると云う事だけは話してあります。

18番～この公有水面の埋立については、都計上しようがないと、以前にも伊佐浜のかん拓、埋立地地盤のかん拓と云うふうな事もありましたが、あの地域の簡潔、簡式の検討であつたかですね。只該聲明にあの辺だけを検討したのか。

建議課長～伊佐浜については、これとは事情が違う訳でございます。伊佐浜の場合は1号線がずっと横に延びておりましてそして伊佐浜自体の現在の土地の使用状況は、地盤が低い割にすぐ海岸に出て居ると、こう云う状態では非常に都市としてまとまりがきかないと、そう云う意味におきましては、どうしても幅のある土地の利潤、そう云う事が将来問題になると思います。つきましては今の埋立とは、大部意味が違う訳でありますそれで1号線を従に大きく控えている簡潔上どうしてもこの地域を発展させるためには、埋立と云う事は充當可能じやないかとその代り小さい規模ではとてもだめだと云う事は、はつきりしております。

18番～色々考えられます事は現在の構想のものでは、そう云つた都計上必要のないと云うかも知れませんが、しかしながら1号線沿と云う地形、地の利は今日の上では相当まとまつております。その場合特に1号線のすぐ近くである所、そう云う公有水面であるんだと、その地域に公有水面と埋立いわゆるその申請が出て始めて気付たのかですね。或は又先程の御説明の様に日本から来た技官としても、埋立は非常に有望であると云つたことがあつたが、実際に都計の必要がないと云うことが埋立して後、

そこに堤防が立てば、自然に町が出来もんだと云う事になるかと思ひます、そうなると自然的に設計の一環として出来ると云う事になるんだが、その方面の技術は定めているかですね、或は近く大な資金が必要ではあるんだと云う事を説明がありました、商として、独立をする前の運営の力がないと云う事であるんですね、採算が合ないと云う事なのかですね、この辺を御説明願います。

建設課長～現在の海域について、それは許可に登録在入つておりませんが事实上地形の關係からして、都市計画として、そう云う地形とそれから範囲において、先ず対照にならないと云う事は云えると思うんです、その意味におきましてそう云う證券を市が手配をすると、見はなすと云う訳じやない訳であります、けれども若しそう云う企画が入つて来た場合は、建築届出をして、その刑罰状況について確として適当な措置を取ると、どう云うふうな考えて前から届いた訳であります。で今後の申請についても、申請のみをそのまま考えて居る訳じやなくしてどうしても道路が必要な場合は居ると、それから排水に関しては排水が可能な範囲には独立を認めるとしている訳であります。

1番番～その場合ですね、いわゆる設計も現在の立場においての必要性が言ひとないと云うふうな事であるのか、或は何こうもひつくるめて独立の申請が出て始めて気付たのかですね、答米庭非ああ云う様なですね、海岸一番多くみての設計と云う様な構造が出て始めて気付いたのか、との辯の御説明を願います。

建設課長～現在の現在の位置より海岸に向つての線については相当検討しておりますが、現在1号紙のすぐ側である塗地については考慮していない訳です。

議長～暫く休憩をします。(午後2時55分)

議長～再開をします。(午後3時15分)

3番～今お尋ねの方では前から、ずっと独立をやつておる所であります、その中に建築の許可によつて、ある会社があり個人がやつてあるのをありますし、それ以外に直接管轄から、その場合は管轄から前に許可をしてやつたとか、例えば市の施設でやつたところが、仮に或は船と云う所は都市計画によつて独立を推進している様であるが、中に被力上のあの平野堤防がああ云う個人で独立して建築許可によつて独立されたために～～～延び等を、5年立つても1ツも許可と云う事もせんで、ああ云う事を放棄状態になつていると云う事も許可を上り、そう云う様な許可をやつでもらつたかですね、それから前溝は現物において1個人に一起認可したら、次から次から5名か6名か許可が出ていると、そして最終があるで受け取つた側があると、現在宮野市においても第2、3件用意されたのがあると、聞きますが結果次の今、あくまでもマヌタ

そこに建物が立てば、自然に町が出来るんだと云う事になるかと思います。そうなると自然的に都計の一環として出来るんだと云う事になるんだが、その方面的検討はされているかですね、或はばく大な資金が必要ではあるんだと云う様な説明がありました。市として、埋立をする所の現在の力がないと云う事であるんですね、採算が合ないと云う事なんかですね。この辺を御説明願います。

建設課長～現在の地域について。これは計画にも現在入つておりませんが事実上地形の關係からして、都市計画として。そう云う地形とそれから範囲において、先ず対照にならないと云う事が云えると思ふんです。その意味におきましてそう云う部屋を市が手はなすと、見はなすと云う訳じやない訳であります。けれども若しそう云う企業が入つて来た場合には、指導助言をして、その利害状況について市として適当な措置を取ると、こう云うふうな考えて前から居つた訳でございます。で今回の申請についても、申請のみをそのまま考えて居る訳じやなくしてどうしても道路が必要な骨は取ると、それから排水に対しては排水が可能な範囲には埋立を制限するとそう云うふうに考えております。

18番～その場合ですね、いわゆる都計も現在の立場においての必要性がさほどないと云うふうな事であるのか、或は向こうもひつくるめて埋立の申請が出て始めて気付いたのですね、将来是非ああ云う様なですね、海岸一帯もふくめての都計と云う様な構想が出て始めて気付いたのか、この辺の御説明を願います。

建設課長～現在の埋立の位置より海岸に向つての線については相当検討しておりますが、現在1号線のすぐ側である邊域については考慮していない訳です

議長～暫く休憩致します。(午後2時55分)

議長～再開致します。(午後3時15分)

3番～今の那覇市の方では前から、ずっと埋立をやつておる様でありますが、その申には市の計画によつて、ある会社もあり個人がやつているのもありますし、それ以外に直接管運局から、その場合は管運局から市におきましてやつたとか、例えは市の構想でやつたところが、仮に或は泊と云う所は都市計画によつて埋立を推進している様であるが、申に波乃上のあの平担地帶がああ云う個人で埋立て運送課によつて埋立られたために~埋立~埋立後施、5年立つても1ワ月も都計と云う事も御調査の上で、そう云う様な許可をやつてもらつたかですね、それから補添は現状において1個人に一応認可したら、次から次から5名か6名か申請が出ていると。そして後は村があわてて受け取つた例があると、現在宜野湾市においても後2、3件開意されたのがあると、聞きますが結局我々の今、あくまでもマスター

一フランの見解でありますと、来把者おおでの後藤ではないと迷ひ思いますが、そのマスター一フランの高め値を貴方様御布計画、我との計画と見せておるのか、それとも全般的に我々の区域は全域を見ておるのか、審う1件だけ、先認可した案件の中にそとは使用もしてないと云う様な見解でした。課長としては、あれ一株使用と云う条件はどう云う面の使用であるか、あれが現にあの地域は年に前半登録は、ずっと船がういている、現在おとついの現場を見てもおわかりである様に現にバーラーがおかれています。これは使用していないと貴方は見解をもつてているかどうか、使用してないから認可しないと云うんですか、実際使用していないなんであるかどうか、その点本当に調査して使用してないと云う断定を下したのかどうか、その点お知らせ願いたい。

建設課長～第1問からお答え致します。那覇市の場合はにおける権利を権利やつてござりますが、那覇市の場合は那覇市計画の一環としてやつてある所が御一書それからわかさ#町一帯それから更に今夜ノ上の後側はそれは那覇市の前で漁場に組立てております、そして更に那覇川の下流ですが、島は皆う所も組立てほとんど進行しております、所がその土地なり、若くはその状況によつて、組立と云うのは相当遅つて来て云る説であります。それですべてが参看になるとは思つても、それがその土地に適するとは被らるまい説であります。特にそう張う説からすると、塊段闊で駆、その奥には障壁のある位置において壳巻に被封するが、商妥強で誰かがそれをようように考えます。それから使用してないと張う2番目の問題でありますかが勿論使用を云うのも、いく通りもありますが、この船を実際にうかべておると云うことは即ち使用であります、場合はよつては、その使用でなければ必ずいかないと云う事もありえない説であります。場合はよつてはその奥の方に止みると毫も可能であるし、だからその点は差ししもその位置を使用するとそこでないといかないと云う事は云えないだらうと、その意味からしまして、これが使用する権利があるかないかと云う問題になりますけれども、その権利については、又それに車道の内蔵かもして他の権利と云う問題が出て来る説でございますので、未だそこまでは案件からは出てこない點でございます。只使用が通常是た場合は要請と云う権利を有すその権利であるかないかと云う問題があらんじやないかと云うふうに察します。

3番～私が申し上げるのはですね、多せば外洋落とすると云う様な課長の見解でござりますが、実際あの状況、地形を見た場合は、#はうふう時は#にバーラー等はきい難船として一番、既に警報が立たる場合は大きいのが4で予測する説です。指局それだけの裏壁、組立そこだけの問題じやなくて#を出ておる前振側からも出でかかる、その#はどこにもつて行くか、意外に夢せぬ、それが船である以上落せると、只そう云う運びでありますね、現在使用されているかどうかと云う問題を、実際に#と認可された場合はに幾處に来て御覧された物があるかどうかと云う問題で少

一プランの見解でありますて、末だそこまでの段階ではないと私は思ひます。そのマスター・プランのあの線を貴方は都市計画、我々の計画と見ておるのか、それとも全般的に我々の区域は全域を見ておるのか、もう1件だけ、先認可した条件の中にそこは使用もしてないと云う様な見解でした。課長としては、あれ一体使用と云う条件はどう云う面の使用であるか。あれが現にあの地域は年に約半数位は、ずっと船がういている、現在おとついの現場を見てもおわかりである様に現にバージーがおかれておる。これは使用してないと貴方は見解をもつてゐるかどうか、使用してないから認可してないと云うんですか、実際使用してないもんであるかどうか。その点本当調査して使用してないと云う断定を下したのかどうか、その点お煩らせ願いたい。

建設課長～第1問からお答え致します。那覇市の場所における埋立も相当やつてございますが、那覇市の場所は都市計画の一環としてやつてある所が泊一帯それからわかさぎ町一帯それから更に今の波ノ上の後側はそれは業者の方で新規に埋立てております。そして更に国場川の下流ですが、ああ云う所も埋立はほとんど進行しております。所がその土地なり、若くはその状況によつて、埋立と云うのは相当違つて来て云る訳であります。それですべてが参考になるとは思つても、それがその土地に適するとは限らない訳であります。特にそう云う意味からすると、現段階では、その実際に申請のある位置において充許に検討するのが、尚妥当ではないかと云ふように考えます。それから使用してないと云う2番目の問題でありますか勿論使用と云うのも、いく通りもありますが、この船を実際にうかべてみると云うことは即ち使用でありますが、場所によつては、その位置でなければ必ずいかないと云う事もありえない訳であります。場所によつてはその奥の方に止めることも可能であるし、だからそこの点は必ずしもその位置を使用するとそこでないと云う事は云えないだろうと、その意味からしますと、これが使用する権利があるかないかと云う問題になりますけれども、その権利については、又それに申請の内容からして使用権と云う問題が出て来る訳でございますので、末だそこまでは案件からは出てこない訳でございます。只使用が通常見た場合の使用と云う場合は必ずその位置であるかないかと云う問題があるんじやないかとこう云ふように解しやすくします。

3 番～私が申し上げるのはですね、移せば外に移せると云う様な課長の見解でございますが、実際あの状況、地形を見た場合には、極ぼうふう時は特にバーボー等はさい難港として一番、特に警報が出て場合には大きいのが4セキ位集まる訳です。結局それだけの対応、埋立そこだけの問題じやなくて貢さと出ておる浦添側からも出ておる、その繁留はどこにもつて行くか、港外に移せば、それは船である以上移せると、只そう云う通りでですね、現在使用されているかどうかと云う問題を、実際に調査認可された場所に現場に来て調査された事があるかどうかと云う問題です

それともう一つは、貢々と申譲が當ると思ふんだが、その場合は計画はあくまでも、これはマスター・プランの範囲であるんだけれど、これは強制的には計画はあるんだけれど、それでまで申譲をなさる事は、あえて1号が認可されねえかつて言には、貢々認可し家はれ様いかん無件があれば、認可しなければ様いかん現状にあって、市町獨立計画と云うのは複合すると思ひますが、そう云う場合は第1号は受けとつて、次からは受付承認せん處か、そう云う様な片手落になる恐れがありますが、もう云う所を検討された感があるかどうか、又貢々に申譲されてきないと云う事をみみにはさんだ事があるかどうか、

建設課長～申譲の件は2件あると云う事は、實際に政府に行つて調査してあります。が、簡又こう云う申譲が若し當された場合はどうするかと云う様な御質問でござりますが、その前に市としましては、この辺川が排水本体云々からどう云うふうに在るか、それが如何溝渠との取扱がどう云うふうに在るかと云う事を尊重して、早速その調査を始めたために、その調査を今実施せていますが、それが出来次第新しいプランが構成して、その排水と經立と、それから道路を云う問題の3点を含み食むべきで、その利用状況をはつきりさせないと、こう云うふうに考えております。

3番～だから問題は、その利用状況を調査するまで、もうすでに政府は本圖でいる2点だけです。これはすぐこちに請問の形ですぐ當て来ると思ふんです。しかしそれ以外に皆見守つている人だから、担当局ると思ふんです。1件でも市が許可すると云うことになれば、どんどん當て来ると思はれておるんですが、そう云う場合の取扱いを、それと問題に異なればいかんが、それを區別して見るかどうかは云う問題、との質問からは離れるかも知れませんが、この案件と被間渉があると思ひますので、

建設課長～貝今の件でございますが、同一の取扱いをするかどうかと云う御質問でござりますが、必ずしも同一と云ふ事にはあたらぬいと思ひます。上云うのは廻所も廻り換水も廻るし、又計画においてもその廻所によつて計画があつたり、貢々これから規定される計画も追加されると思ひます。その意味におま夜しては貢の申譲の場合は、更に新しい角度から検討されるんじやないかと云うふうに解しやくします。

3番～次の計画までの時期は、採用るのは本城近いすゞ月一回にすぐ當て来ると思ひます。それまでにその計画、換水が當来るかどうかと云う問題です。出来なければ今と同じ現状になる止まうんですけど、それまでに換水が當るかどうかと云う問題ですが、この場合はやつて貢は計画があつたら構想があるかも知らぬまいとは云えないと思ふんですが、それそれには結構が當るかどうか、問題は

建設課長～本件によつて、貢の取扱いと云う考え方を大都市として採りとりつつあります。それで貢に當る獨立申譲があつたとしても、市

それともう一つは、次々と申請が出来ると思うんだが、その場合市の計画はあくまでも、これはマスター・プランの範囲であるんだが、これは実際には計画はあるんだが、それまでに申請をなさる事は、あえて1号が認可されたあかつきには、次々認可しなければいかん条件があれば、認可しなければいかん現状になつて、市の埋立計画と云うのは複合すると想いますが、そう云う場合は第1号は受けとつて、次からは受けませんが、そう云う様な片手落ちになる恐れもありますが、そう云う所も検討された事があるかどうか、次に申請されてみると云う事をみみにはさんだ事があるかどうか、

建設課長～申請の件は2件あると云う事は、実際に政府に行つて調査しておりますが、尚且こう云う申請が若し出来られた場合にどうするかと云う様な御質問でございますが、その前に市としましては、この港川が排水と云う面からどう云うふうになるか、それから港湾との取扱いがどう云うふうになるかと云う事を考えまして、早速その調査を初めるために、その測量調査を今実施させておりますが、それが出来次第新しいプランが出来て、その排水と埋立と、それから道路と云う問題の3点をかみ合わせてそこの利害状況をはつきりさせたいと、こう云うふうに考えております

3番～だから問題は、そこの使用状況を調査するまで、もうすでに政府には出ている2件だけです。これはすぐこちに諮問の形ですぐ出て来ると想うんです。しかしそれ以外に皆見守つている人だから、相当居ると思うんです。1件でも市が許可すると云うことになれば、どんどん出て来ると私は見ておるんですが、そう云う場合は取扱いを、それと同様に見なければいかんが、それを区別して見るかどうかと云う問題、この案件からは離れるかも知れませんが、この案件とは関連があると思いますので、

建設課長～只今の件でございますが、同一の取扱いをするかどうかと云う御質問でございますが、必ずしも同一と云う事にはあたらないと思いますと云うのは場所も変り条件も変るし、又計画においてもその所によつて計画があつたり、色々これから想定される計画も追加されると思います。その意味におきましては次の申請の場合には、更に新しい角度から検討されるんじゃないかと云うふうに解しやくします。

3番～次の計画までの時期は、次出来るのは私は近いすぐ月一杯にすぐ出て来ると想います。それまでにその計画、構想が出来るかどうかと云う問題です。出来なければ今と同じ様な状況になると思うんですが、それまでに結論が出来るかどうかと云う問題ですが、この場合はやつて次は計画があるから構想があるからまちなさいとは云えないと思うんですが、それまことに結論が出来るかどうか、問題は

建設課長～本件によつて、大体その取扱いと云う考え方も大体市としては、まとまりつつあります。それで次に出来る埋立申請があつたにしても、市

われたる第一回は、港の土地計画がなされたおつとだれ、その結果の結果としてはそれに対応するだけの車幅はととのつております。それで2件と云う件数が出ておりますが、必ずしもこの取扱いを受けるとは限らないと云う事は云えると願います。

4番～前の都計審議委員会の時でも相当道路の問題をどうするかと云つた上で討論しましたが、さの別表に示められた道路計画は10米と云う事になつておりますが、果して10米と云う車幅の道路が適切であるかどうか、どう云つた頃は10米の道路計画がなされたかと云う事は市のマスター・プランによりますと、海岸線から1号線に平行する道路の計画であると、おそらくあの道路の車幅はこれ以上の車幅になるかどうかと考えますが、当然この道路に、その前回道路に連絡される事が予想されます。そうしますと、かん心が入口であります斯の道路が10米と云うことになると、果してつり合つかどうか、或は又それから先の港湾計画が実現した場合には、果してこの道路がこの車幅で良いかどうか、それについて説明願います。

建設課長～港湾の件につきましては、関連して道路計画がどうあるかとの御質問ですが、実際に港湾となりますと、現在の10米と云う道路は、これはよくまれもその土地の周辺の利用価値を高めると云う意味と、それから通過交通が阻害をきたさないと云うふうな観点から10米と云うふうに規定してあります。実際この港湾が計画されまして、行く場合においては、直接道路をあける場合は道路でなければならぬと云う事が大きが眼鏡じやないかと願います。と云う場合に埠頭の斯、その位置に埠頭道路を通すと云うことは、その上に更に埠頭道路が計画されておりますので、それと重複するおそれがあると、そこには交叉のふみ切りを大きく作つて交通をかん相していると云うふう本道を取られておりますが、その意味からしますとその位置は現在の状況からすると、その周辺の出入と云うような土地の利用と云う意味の計画であります。実際あれたが港湾を、港湾計画により、すると云うことは別個の問題でないかと云うふうに考えます。

4番～只今の都計審によりますと、周辺の利用価値を高める意味においてとの車幅が適切だと云う事ですが、それと平行して市の計画の中に埠頭道路が取られている計画されていると云う事ですが、だがしかし今の埠頭道路そのものは、既存地圖閲有地から計画ではないかと云うふうに考えておりますが、その道路が完全に市の範囲している港湾、或は1号線の平行線の前進として計画にそろような道路に作られ多なるばあえて今の埠頭道路は、かえつてこれをせしろ強化した方が都計審など云うふうに考えますが、單なる周辺の利用価値を高める事だけで良いだろうか、或はこれがも港湾につながる埠頭と云う事を考えた場合に該、おそらくこの他の車幅をもつと取つた方がより埠頭のたあじやないか、それについて検討されたか。

としてはそれに対応するだけの準備はととのつております。それで2件と云う件数が出ておりますが、必ずしもこの取扱いを受けるとは限らないと云う事は云えると思います。

4番～前の都計審議委員会の時でも相当道路の問題をどうするかと云つた上で討論しましたが、その別表に示められた道路計画は10米と云う事になつておりますが、果して10米と云う幅員の道路が適切であるかどうか。こう云つた様な面から10米の道路計画がなされたかと云う事は市のマスタープランによりますと、海岸線から1号線に平行する道路の計画であると、おそらくあの道路の幅員はこれ以上の幅員になるかどうかと考えますが、当然この道路に、その計画道路に連結される事が予想されます。そうしますと、かん心な入口であります所の道路が10米と云うことになると、果してつり合つかどうか。或は又それから先の港湾計画が実現した場合には、果してこの道路がこの幅員で良いかどうか、それについて説明願います。

建設課長～港湾の件につきましては、関連して道路計画がどうあるかとの御質問ですが、実際に港湾となりますと、現在の10米と云う道路は、これはあくまでもその土壠の周辺の利潤価値を高めると云う意味と、それから通過交通が障害をきたさないと云うふうな観点から10米と云うふうに規定しておりますが、実際この港湾が計画されまして、行く場合においては、直接道路をあける場合には幹線道路でなければならないと云う事が大きな理由じやないかと思います。と云う場合に現在の所、この位置に幹線道路を通すと云うことは、その上に更に幹線道路が計画されておりますので、それと重複するおそれがあると、そこには交叉のふみ切りを大きく作つて交通をかん和していると云うふうな措置を取られておりますが、その意味からしますとその位置は現在の状況からすると、その周辺の凹入と云うような土壠の利潤と云う意味の計画でありますと、実際あれだけの港湾を、港湾計画により、すると云うことは別個な問題ではないかと云うふうに考えます。

4番～只今の御説明によりますと、周辺の利潤価値を高める意味においてこの幅員が適当だと云う事ですが、それに平行して市の計画の中に幹線道路が取られている計画されていると云う事ですが、だがしかし今の幹線道路そのものは、民有地・公有地から計画ではないかと云うふうに考えておりますが、その道路が完全に市の意図している港湾、或は1号線の平行線の幹線として計画にそなうな道路に作られるならばあえて今の幹線道路は、かえつてこれをむしろ強化した方が得策だと云うふうに考えますが、単なる周辺の利潤価値を高める事だけで良いだらうか、或はこれから港湾につながる利便と云う事を考えた場合には、おそらくこの線の幅員をもつと取つた方がより将来のためじやないか、それについて御検討されたか。

議論課長～幹線の位置の変更を云ひますのは、大体その状況によつて今の34号線を走つやすつ變ねける20米路線になつておりますして、海岸に出てをりますがそれが主幹線に本つております。その次に18米の路線がござります、それで現在の路線を幹線道路に切替へたらどうかと云う説でございますが、その件は幹線道路は大体500から1000米以下にして各一本あて位に入れるとして云うのが現在の都市計画のあり方であります、そういう意味からしますと、開闢、位置を変えると云う事はそれでだけバランスがとれないとい、道路網としての価値をうそらぐという事がございますので、幹線道路を動かすと云う事は今の処考えでおりません。
ところが現在の位置である孤立地の10米に對してもう少し小さくした方が良いと云う御説はもち論非常に結構だと感ります、もしそれがまだ必要と云う事であれば、それは計画でござりますので、なお協議すると云う事は考えております。

4番～幹線道路の計画が今の34号線をつきぬけて、まつすぐ通すと云う御計画でございますが、どの程度実現性があるかどうか、それは別として、あの地形の状況からして字地名の藤原の真中を経過した事を考慮されると云う事であります。そうしますと通す事は通したにしてもよく大変費用、或は又果してあれだけの既設施物を撤去して、うまく出来るかと云う事について私被疑問をもつております。
むしろあれだけの大変な費用をかけてやるよりは、今のこの様、企家も何の物件もない所の計画に変えてでも、この様を一応大きく活用して行はば、もしかめ幹線道路が開設に非常に無理な、しかも実現確実ないと云う事になつても別に幹線においては、或は又1号線の様としての価値は充分あると云つた様な面から考へると、当然今の状況をもう少し広げておいた方が良いんじやないかと云つた趣を感じが致ますので、その面はもう少し御検討して戴きたいと考えます。

議長～暫休憩を取ります。(午後3時40分)

議長～再開を取ります。(午後4時10分)

議長～本席は質疑の段階において御説明に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(委員会と呼ぶ)

議長～御異議がないものとして、本席を質疑の段階において御説明と致します。

議長～暫休憩を取ります。(午後4時11分)

～再開を取ります。(午後4時12分)

姫謙課長～幹線の位置の変更と云いますのは、大体その状況によつて今の34号線をまつすぐつきぬける20米路線になつておりますて、海岸に出てをりますがそれが主幹線になつております。その次に18米の路線がござります、それで現在の路線を幹線道路に切替へたらどうかと云う説でございますが、その件は幹線道路は大体500から1000米以下にして各一本あて位に入れるが現在の都市計画のあり方であります。そういう意味からしますと、間隔、位置を変えると云う事はそこでだけバランスがとれないとい、道路網としての価値をうすらぐという事がございますので、幹線道路を動かすと云う事は今の処考えておりません。

ところが現在の位置である埋立地の10米に対してもう少し小さくした方が良いと云う御説はもち論非常に結構だと思います。もしそれがまだ必要と云う事であれば、それは計画でございますので、なお拡幅すると云う事は考えております。

4番～幹線道路の計画が今の34号線をつきぬけて、まつすぐ通すと云う御計画でございますが、どの程度実現性があるかどうか、それは別としまして、あの地形の状況からして字地名の部落の真中を密接した申を通されると云う事であります。そうしますと通す事は通したにしてもばく大な費用、或は又果してあれだけの既設建物を撤去して、うまく出来るかと云う事について私は疑問をもつております。

むしろあれだけの大きな費用をかけてやるよりは、今のこの線、全然家も何の物件もない所の計画に変えてでも、この線を一応大きく活用して行けば、もしあの幹線道路が開設に非常に無理な、しかも実現出来ないと云う事になつても別に幹線においては、或は又1号線の線としての価値は充當あると云つた様な面から考えると、当然今の職員をもう少し広げておいた方が良いんじやないかと云つた様な感じが致ますので、その面はもう少し御検討して戴きたいと考えます。

議長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後4時10分)

議長～本案は質疑の段階において継続審議に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(衆議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものとして、本案を質疑の段階において継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時11分)

～再開致します。(午後4時12分)

議長～日程追加を御願ひします、決議案第6号議員の派遣問題について。

議長～決議案第6号、議員の派遣についてを議題と致します。
事務局要をして朗読せしめます。

議長～審査者の趣旨説明を求あます。

3議～3名の墨案であります。(墨案は審査墨案の漏りであります。)
すでに予算にも計上され、時局の関係で候討され1月中に派遣をしその眞約を達成させたいと又派遣先も本土としてあります、顧にろこと考えることが出来ますれば、御検討して置きたい。それから人員は8名以内となつております。又計画書はこの墨案が承認になれば事務局と派遣議員が一轍になつて計画して後で計画書を配布することにして、以上簡単に御説明申し上げ宣しく御審議の程をお願い致します。

議長～暫休憩を致します。(午後4時16分)

議長～再開を致します。(午後4時20分)

議長～質疑、討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑、討論を省略することに致します。

議長～では決議案第6号議員の本土派遣についてを委員に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第6号議員の本土派遣についてを、原案通り可決決定を致します。

議長～暫休憩を致します。(午後4時22分)

議長～再開を致します。(午後4時36分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終ることに致します。

議長～散会(午後4時37分)

議 長～日程追加をお願いします。決議案第6号議員の派遣決議について。

議 長～決議案第6号、議員の派遣についてを議題と致します。
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

3番～3名の墨案であります。（運営は提案運営の通りであります。）
すでに予算にも計上され、時期の問題で検討され10月中旬に派遣をし
その旨約を達成させたいと又派遣先も本土としてありますが、別にろ
こと考えることが出来ますれば、御検討して戴きたい。それから人員
は8名以内となつております。又計画書はこの決議案が賛成になれば
事務局と派遣議員が一説になつて計画して後で計画書を配布すること
にして、以上簡単に御説明申し上げ宣しく御審議の程をお願い致しま
す。

議 長～暫休憩致します。（午後4時16分）

議 長～再開致します。（午後4時20分）

議 長～質疑、討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、質疑、討論を省略することに致します。

議 長～では決議案第6号議員の本土派遣についてを委託に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め、決議案第6号議員の本土派遣についてを、
原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。（午後4時22分）

議 長～再開致します。（午後4時36分）

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終
ることに致します。

議 長～散会（午後4時37分）